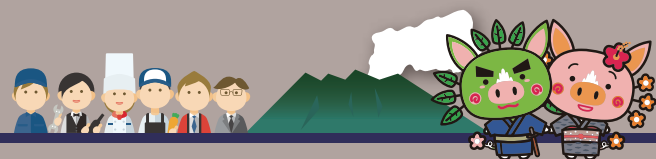


8

活性化情報誌



中小企業かごしま

2017 第746号

■特集：新外国人技能実習制度の概要について



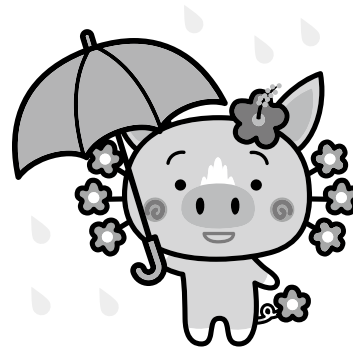
尚古集成館蔵





CONTENTS

特集 新外国人技能実習制度概要.....	1
組合インタビュー.....	31
●ユニバーサルリンク事業協同組合	
元気を出そう！がんばれ中小企業.....	35
●協業組合ドウ・アート	
教えてぐりぶー！組合運営.....	39
組合運営のスペシャリストを目指そう！.....	40
中央会の動き.....	42
業界情報.....	43
平成29年6月情報連絡員	
倒産概況.....	45
平成29年7月県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定.....	47



新外国人技能実習制度の概要について

外国人技能実習制度は、わが国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、その開発途上国の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度であり、これまでは「出入国管理及び難民認定法」とその省令を根拠法令として実施されてきました。

今般、技能実習制度の見直しに伴い、新たに技能実習法とその関連法令が制定され、これまで入管法令で規定されていた多くの部分が、この技能実習法令で規定されることになりました。

今回は、その改正点、概要についてお伝えします。

外国人技能実習制度

●外国人技能実習制度の趣旨

開発途上国には、先進国の進んだ技能・技術・知識を習得し、自国の経済発展・産業振興を担う人材を育成したいというニーズがあります。一方で、我が国において国際協力・国際貢献の一環として、開発途上国の人材育成に寄与することは、重要な使命の一部となっています。

そこで、「外国人技能実習制度」という仕組みがあります。

「外国人技能実習制度」の利用によって、以下のことが期待されています。

- (1) 技能実習生にあっては、修得技能と帰国後の能力発揮により、自身の職業生活の向上や産業・企業発展への貢献
- (2) 技能実習生の母国においては、技能実習修了者が日本で修得した能力やノウハウを発揮することを通じた品質管理、労働慣行、コスト意識等、事業活動の改善や生産向上への貢献
- (3) 我が国の実習実施者等における外国企業との関係強化、経営の国際化や社内の活性化への貢献



●現行の技能実習制度

最長3年の期間において、技能実習生が雇用関係の下、日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟を目的とするものであり、受入方式は以下の2つに大別されます。

- (1) 企業単独型：わが国の企業等（実習実施機関）が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施
- (2) 団体監理型：中小企業団体（協同組合等）や商工会等営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施機関）で技能実習を実施

そして、この二つのタイプのそれぞれが、技能実習生の行う活動内容により、入国後1年目の技能等を修得する活動と、2・3年目の修得した技能等に習熟するための活動とに分けられ、対応する在留資格として「技能実習」には4区分が設けられています。

	入国1年目	入国2・3年目
企業単独型	在留資格「技能実習1号イ」	在留資格「技能実習2号イ」
団体監理型	在留資格「技能実習1号ロ」	在留資格「技能実習2号ロ」

参考－公益財団法人国際研修協力機構 HP

●現行制度問題点と見直しの内容

ただ、現行制度においては、これまで技能実習生を安価な労働力として取り扱ったり、労働関係法令や入管法令に係る違反等の問題も多く発生していたことから、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を更に徹底するため、管理制度体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る必要がありました。

そこで、平成28年11月18日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が国会において可決成立し、制度の見直しが図られることとなりました。

現行の制度における問題点と見直し後の措置は次の通りです。

問題点

- ① 政府（当局）間の取決めがなかったため、保証金等を徴収する等の不適正な送出機関を排除する手段がなかった。
- ② 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分であった。
- ③ 厚生労働省の委託事業により民間機関が巡回指導にあっていたが、法的権限がなく必ずしも十分な成果が挙げられなかった。
- ④ 実習生の保護体制が十分でなかった。
- ⑤ 所管省庁等の指導監督や連携体制が十分でなかった。

見直し後

- ① 実習生の送出を希望する国との間で政府（当局）間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ③ 新たな外国人技能実習機構（認可法人）を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施する。
- ④ 通報・申告窓口を整備し、人権侵害行為等に対する罰則等を整備する。また、実習先変更支援を充実させる。
- ⑤ 所管省庁、都道府県に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施する。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築する。

※②～⑤については、技能実習法に規定されました。



また、優良な監理団体等に対する拡充策として、次の措置が取られることとなりました。

① **実習期間の延長**

3年間⇒5年間（一旦帰国後、最大2年間の実習を認める）

② **受け入れ人数枠の拡大**

常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（最大5%まで⇒最大10%まで等）

③ **対象職種の拡大**

地域限定の職種や企業独自の職種（社内検定の活用）、
複数職種の実習措置や職種の随時追加

※「優良な監理団体等」とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

●「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の概要

平成28年11月28日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が公布されました。概要は以下のとおりです。なお、施行期日は平成29年11月1日となっております。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】
- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。



2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ（4～5年目の技能実習の実施）を可能とする。【第2条，第9条，第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

●技能実習法の目的と基本理念

【目的】

〈関係規定〉

法第1条 この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。次条及び第四十八条第一項において「入管法」という。）その他の出入国に関する法令及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の労働に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進することを目的とする。

第1条では、技能実習法の目的として

- ・「技能実習の適正な実施」
- ・「技能実習生の保護」

を図ることにより、「人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力」を推進することと規定しています。

併せて、

- ・技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにすること
 - ・技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること
 - ・他法令（入管法令、労働関係法令）と相まって法目的が達成されるべきこと
- についても規定しています。

【基本理念】

〈関係規定〉

法第3条 技能実習は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない。

2 技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。

第3条では、技能実習の基本理念を定めており、第1項で、技能等の適正な習得等のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行わなければならない旨を規定しています。

また、技能実習制度は、国際貢献・国際協力の視点から創設されたものであり、わが国の労働力の不足を補うための制度ではないということについて、その旨を第2項で明記しています。

したがって、技能実習制度に関して、例えば、監理団体がそのHPやパンフレット等で「人手不足の解消のために技能実習制度を活用する」などと勧誘・紹介するのは、本条の趣旨に沿わず、制度の目的を正しく理解してはいけません。なお、このような行為を行うことは、監理団体の業務運営基準（規則第52条第4号）※に違反することとなります。

※「規則」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則をいいます。以下同様です。



新技能実習制度の仕組み

●技能実習の種類

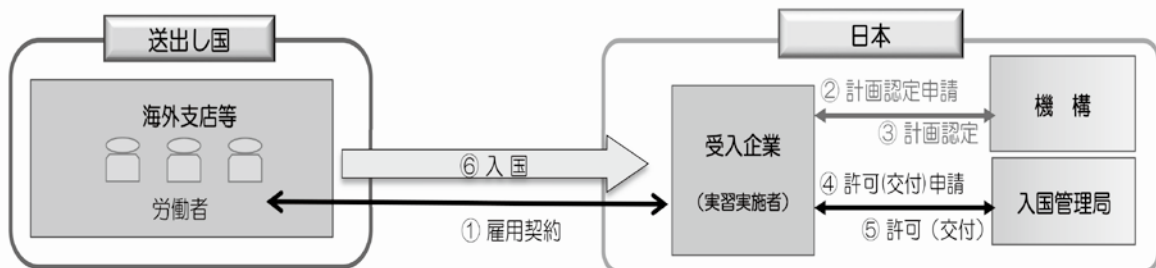
現行の技能実習制度では、受入形態別に4つの種類があることは前述のとおりですが、技能実習法により新たに「第3号」が追加されました（要件を満たした場合のみ実施可能）。

これにより、最長で5年間の技能実習を行うことができるようになりました。

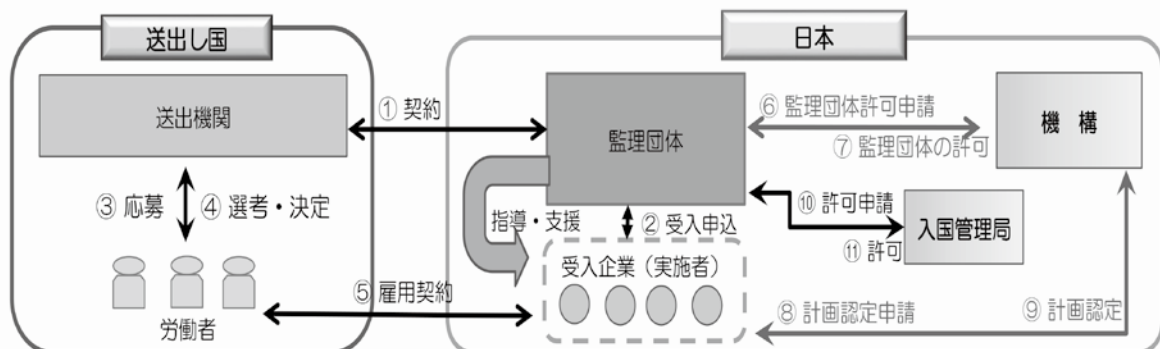
技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、認定を受けなければならない、団体監理型技能実習については、実習実施者が監理団体（あらかじめ機構に申請し、許可を受けなくてはならない）の指導に基づいて計画を作成する必要があります。

また、このほか、地方入国管理局等において、別途在留資格等に係る手続きを行わなくてはなりません。

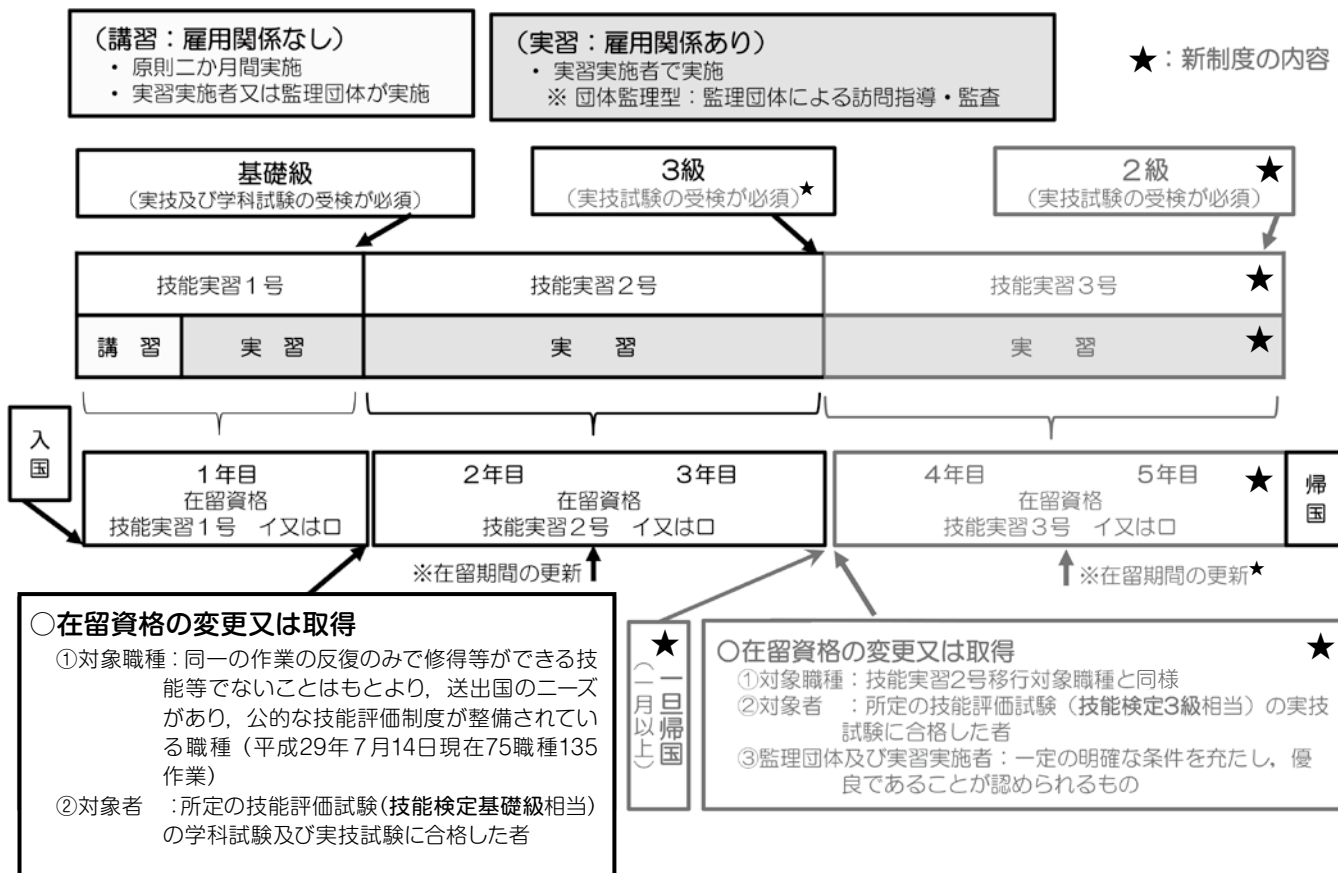
【企業単独型】 ※日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 ※非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



●技能実習の流れ





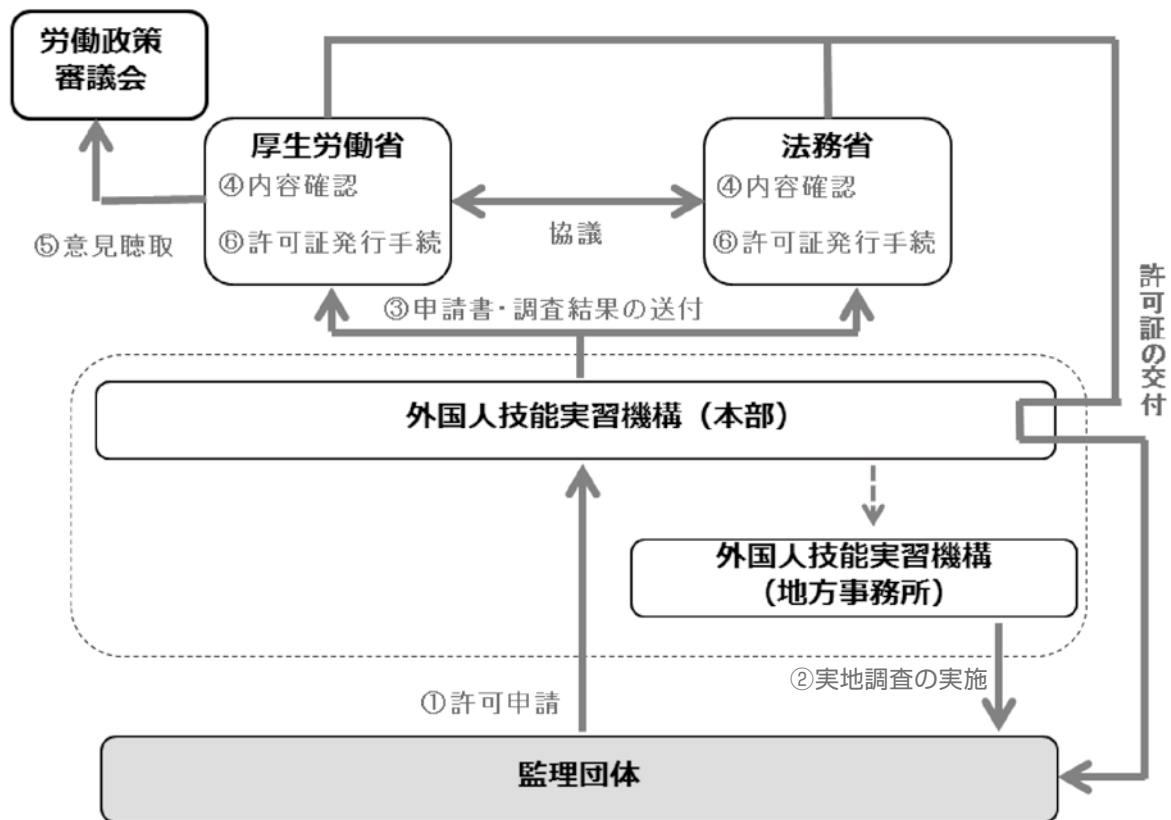
新制度下の申請手続き

●監理団体の許可

技能実習法に基づき、団体監理型で技能実習生を受け入れる（技能実習生と実習実施者の雇用契約の成立のあっせんを行うことを含む。）ためには、まずは、主務大臣から監理団体の許可を受けることが必要です。

監理団体の許可のための事務は、外国人技能実習機構（機構）が行い、スキームについては以下のとおりです。

【監理団体の許可の流れ】



① 許可申請

技能実習の実習監理を行うためには、監理団体が監理事業の許可を得ている必要があります。監理事業の許可の申請は、機構の本部事務所の審査課で受け付けています（機構の本部への郵送による方法、又は機構本部窓口への持参による方法で申請を行います）。

- ② 実地調査の実施
申請書類の内容を確認するために、機構が実地で調査を行います。
- ③ 申請書・調査結果の送付
機構は、法務省及び厚生労働省に対し、申請書と調査結果を進達します。
- ④ 内容確認
機構の調査結果をもとに、法務省及び厚生労働省において審査を行います。
- ⑤ 労働政策審議会への意見聴取
厚生労働省は、監理団体の許可の可否について、労働政策審議会への意見聴取を行います。
- ⑥ 許可証の発行
②から⑤までの手続きを経て、監理団体の許可が決定されて許可証が発行されます。法務大臣及び厚生労働大臣による許可証が機構を介して、申請者（監理団体）に交付されます。

●監理団体の許可の区分

監理団体の許可には、次の2つの事業区分があります。どの段階までの技能実習の監理事業を行うのかを確認の上、許可申請を行うことが必要です。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習1号、技能実習2号	3年又は5年 [※]
一般監理事業	技能実習1号、技能実習2号、 技能実習3号	5年又は7年 [※]

※前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合



●監理団体の許可申請における申請書・必要書類等

申請先	申請の受理は、監理団体になろうとする方がどこに所在していても、 <u>機構の本部事務所</u> において行う
申請方法	郵送による方法のほか、申請者が本部事務所に持参して行う方法があり、郵送の場合は原則として書留 [*] での送付とする ※ 対面で届き、かつ、受領印又は受領の際の署名を行い、かつ、「 <u>信書</u> 」を送ることができる方式
申請書	本部事務所にて配付するほか、機構のホームページからダウンロードが可能 (http://www.otit.go.jp/html/abstract.html#download)
必要書類 事前受付開始	各申請における必要な添付書類については、機構のホームページを参照 平成29年6月1日（木）から ※窓口受付時間 9：00～16：00（土・日曜日、休日を除く）

●監理団体の許可基準

監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされています。当該許可に当たっては、許可基準が設けられ、当該許可基準に適合しなければ許可を受けることはできません。（第23条及び第25条）

【監理団体の主な許可基準】

- ① 営利を目的としない法人であること^{*}
 - 中小企業団体（協同組合等）、商工会議所・商工会、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等
- ② 監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること^{*}
 - Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は現行と同じ3か月に1回以上、監査は以下の方法による必要がある）
 - ア 技能実習の実施状況の实地確認
 - イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること
 - ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談
 - エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧
 - オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認

- II 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能であることを明確化）
 - III 技能実習計画の作成指導
 - ・ 指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
 - ・ 適切かつ効果的に実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当
 - IV 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）
-
- ③ 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること
 - ④ 個人情報 の 適正な管理のため必要な措置を講じていること
 - ⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること
 - ⑥ 基準を満たす外国の送出機関と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること
 - ⑦ 優良要件への適合<第3号技能実習の実習監理を行う場合>
 - ⑧ ①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること

下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。

- ・ 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収（第28条）
- ・ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（第38条）
- ・ 適切な監理責任者*が事業所ごとに選任されていること（第40条）

※監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければならない。

また、過去3年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければならない。（講習については、経過措置有）

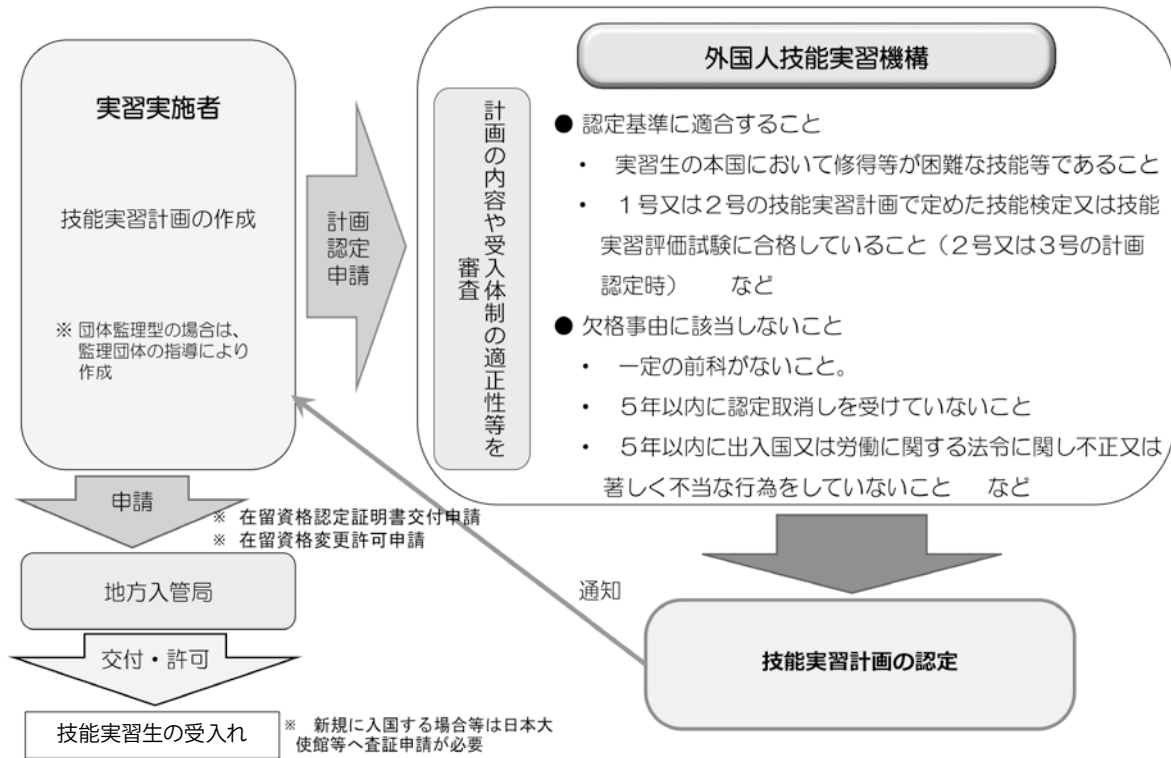
※①②に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の監理団体は、当該要件を満たすことが必要となります。

現在、自動車整備職種の自動車整備作業、漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について、事業所管大臣による告示で基準が定められています。



●技能実習計画の認定

技能実習法に基づき、技能実習生を受け入れるためには、技能実習生ごとに「技能実習計画」を作成し、その技能実習計画が適当である旨、外国人技能実習機構（機構）の認定を受けることが必要です。



●技能実習計画の種類

技能実習の受入形態は前述の通り2種類（企業単独型及び団体監理型）あるほか、その形態ごとの第1号、第2号又は第3号の技能実習の区分に応じて、その都度、申請者（技能実習を行わせようとする方）が計画を作成しなければなりません。

- ・ 団体監理型の場合、監理団体（あらかじめ機構に対して申請の上、監理団体の許可を受ける必要あり）の指導に基づいて計画を作成。
- ・ 機構から技能実習計画の認定を受けた後は、別途、地方入国管理局において技能実習生の入国・在留に係る手続が必要。

●技能実習計画の認定申請における申請書・必要書類

申請先	申請の受理は、 <u>申請者の登記簿上の本店の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所[※]において行う</u> [※] 札幌、仙台、東京、水戸、長野、名古屋、富山、大阪、広島、高松、松山、福岡、熊本
申請方法	郵送による方法のほか、申請者が地方事務所・支所に持参して行う方法があり、郵送の場合、原則として書留 [※] での送付とする [※] 対面で届き、かつ、受領印又は受領の際の署名を行い、かつ、「信書」を送ることができる方式
申請書	地方事務所・支所にて配付するほか、機構のホームページからダウンロードが可能 (http://www.otit.go.jp/html/abstract.html#download)
必要書類 事前受付開始	各申請における必要な添付書類については、機構のホームページを参照 <u>平成29年7月3日（月）から</u> [※] 窓口受付時間 9：00～16：00（土・日曜日、休日を除く）

●技能実習計画の主な認定基準

- ① 修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能であること
- ② 技能実習の目標
 - （第1号の目標）技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など
 - （第2号の目標）技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格
 - （第3号の目標）技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格
- ③ 技能実習の内容[※]
 - ・同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと
 - ・第2号・第3号については移行対象職種・作業（主務省令別表記載の職種及び作業）に係るものであること
 - ・第3号の技能実習生の場合は、第2号修了後に一か月以上帰国していること
 - ・技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと（技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる）
 - ・第1号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること



・ 複数職種の場合は、いずれも2号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること

- ④ 実習を実施する期間（第1号は1年以内、第2号・第3号は2年以内であること）
- ⑤ 前段階における技能実習（第2号は第1号、第3号は第2号）の際に定めた目標が達成されていること
- ⑥ 技能等の適切な評価の実施（技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと）
- ⑦ 適切な体制・事業所の設備、責任者の選任[※]
 - ・ 事業所ごとに下記を選任していること
 - 「技能実習責任者」（技能実習の実施に関する責任者）
 - ： 技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員（講習については、経過措置あり）
 - 「技能実習指導員」（技能実習生への指導を担当）
 - ： 修得させる技能について5年以上の経験を有する常勤の役職員で、技能実習を行わせる事業所に所属する者
 - 「生活指導員」（実習生の生活指導を担当）
 - ： 常勤の役職員で、技能実習を行わせる事業所に所属する者
- ・ 申請者が過去5年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと
- ・ 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること
- ⑧ 許可を受けている監理団体による実習監理を受けること〈団体監理型技能実習の場合〉
- ⑨ 日本人と同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保[※]
- ⑩ 優良要件への適合〈第3号技能実習の場合〉
- ⑪ 技能実習生の受け入れ人数の上限を超えないこと[※]〈新制度で人数枠を見直し〉

※③⑦⑨⑪に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の実習実施者又は監理団体は、当該要件の基準を満たすことが必要となります。

現在、自動車整備職種の自動車整備作業、漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について、事業所管大臣による告示で基準が定められています。

その他新制度における留意点

●優良な実習実施者及び監理団体（一般監理事業）について

在留資格：「技能実習3号イ、ロ」を取得するための要件に、「一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる監理団体及び実習実施者であること」があります。

優良な実習実施者：技能等の習得等をさせるにつき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（第9条第10号）

優良な監理団体：技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（第25条第1項第7号）

以下の要件について、満点の6割以上であれば、優良な実習実施者及び監理団体の基準に適合することとなります。

【優良な実習実施者の要件】

- ① 技能等の修得等に係る実績（70点）
 - ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率[※]等
 - ※3級2級程度については、新制度への移行期は合格実績を勘案
- ② 技能実習を行わせる体制（10点）
 - ・過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴（講習については経過措置有）
- ③ 技能実習生の待遇（10点）
 - ・第1号実習生の賃金と最低賃金の比較
 - ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
- ④ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点））
 - ・過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
 - ・過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤ 相談・支援体制（15点）
 - ・母国語で相談できる相談員の確保
 - ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績等



⑥ 地域社会との共生（10点）

- ・実習生に対する日本語学習の支援
- ・地域社会との交流を行う機会や日本文化を学ぶ機会の提供

【優良な監理団体の要件】

① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制（50点）

- ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴等

② 技能等の修得等に係る実績（40点）

- ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率[※]等
※3級2級については、新制度への移行期は合格実績を勘案

③ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点））

- ・過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合

④ 相談・支援体制（15点）

- ・他の機関で実習が困難となった実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
- ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績等

⑤ 地域社会との共生（10点）

- ・実習実施者に対する日本語学習への支援
- ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

●受け入れ可能な技能実習生の数

【現行制度の基本人数枠】

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

【新制度下の基本人数枠】

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
<u>41人～50人</u>	<u>5人</u>
<u>31人～40人</u>	<u>4人</u>
<u>30人以下</u>	<u>3人</u>

※常勤職員数には、技能実習生（1号、2号及び3号）は含まれない。

【団体監理型の基本人数枠】

人数枠				
第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者		
		第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	第3号 (2年間)
基本人数枠	基本人数枠 の2倍	<u>基本人数枠 の2倍</u>	<u>基本人数枠 の4倍</u>	<u>基本人数枠 の6倍</u>

- 団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
(1号実習生：常勤職員の総数、2号実習生：常勤職員数の総数の2倍、3号実習生：常勤職員数の総数の3倍)
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。



●外部役員及び外部監査の措置

監理事業を行おうとする者は、外部役員を置くか、外部監査の措置を講じなければなりません。(法第25条第1項第5項)

【外部役員を置く方法】

外部役員は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認を、法人内部において担当します。外部役員は、以下の要件を満たすものでなくてはなりません。

- (1) 外部役員は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。
(講習については、経過措置有)
 - (2) 外部役員は、下記に該当する者であってはならない。
 - ① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役又は過去5年以内の役職員
 - ② 過去5年以内に実習監理を行った実習実施者の現役又は過去5年以内の役職員
 - ③ ①②の者の配偶者又は二親等以内の親族
 - ④ 申請者（監理団体）の現役又は過去5年以内の役職員*
 - ⑤ 申請者（監理団体）の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む構成員に限る。）又はその現役又は過去5年以内の役職員
 - ⑥ 傘下以外の実習実施者又はその役職員
 - ⑦ 他の監理団体の役職員*
 - ⑧ 申請者（監理団体）に取次ぎを行う外国の送出国の現役又は過去5年以内の役職員
 - ⑨ 過去に技能実習に関して不正等を行った者など、外部役員による確認の公正が害されるおそれがあると認められる者
- ※④⑦について、監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する役員（専門的な知識の経験に基づき現に監理事業に従事している員外役員）及び指定外部役員に指定されている役員は外部役員として認められる。
- (3) 外部役員は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認する。その結果を記載した書類を作成する。

【外部監査人を置く方法】

外部監査人（法人も可）は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの監査を、法人外部から実施します。外部監査人は、以下の要件を満たすものでなくてはなりません。

- (1) 外部監査人は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。（講習については、経過措置有）
- (2) 外部監査人は、上記の①から⑨までに相当する者及び法人であって監理団体の許可の欠格事由に該当する者、個人であって監理団体の許可に係る役員関係の欠格事由に該当する者であってはならない。
- (3) 外部監査人は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認する。その結果を記載した書類を作成する。
- (4) 外部監査人は、監理団体が行う実習実施者への監査に、監理団体の各事業所につき1年に1回以上同行して確認する。その結果を記載した書類を作成する。

●送出国との取り決めと外国の送出機関

現行の制度下では、制度趣旨を十分に説明しないまま実習生を募集、選別したり、実習生から不当な金銭（保証金や違約金等の名目）の徴収等を行うような、不適正な送出機関も存在していました。

こういった問題を受け、新制度下では、実習生の送出を希望する国との間で、国レベルでの取決めを順次作成することにより、送出国と協力して不適正な送出機関の排除を目指すこととなりました。取決めの主な内容としては、以下のような内容が想定されます。

- ① 適正な送出機関を送出国政府が認定
- ② 送出国政府から認定された送出機関以外の機関からの実習生受入れを認めない
- ③ 送出国政府に対する、問題のある送出機関への調査、指導監督の要請
- ④ 実習生の帰国後における技能移転の状況などに関するフォローアップ調査への協力要請
- ⑤ 失踪者が発生した場合の対応

※認定された送出機関は、機構のホームページで随時公表していく予定



申請手数料等

【申請手数料】 ※詳細については、外国人技能実習機構ホームページを参照

申請の種類		金額	納付方法	支払先
技能実習計画認定の申請 (技能実習計画の変更認定の申請も同じ。)		計画1件につき 3,900円	口座払込*	機構
監理団体許可 の申請 (許可変更の 申請も同じ。)	申請手数料	(基本額) 2,500円 (加算額) 事業所が2以上の 場合 900円×(事業所数-1)	収入印紙*	国
	調査手数料	(基本額) 1件につき 47,500円 (加算額) 事業所が2以上の 場合 17,100円×(事業所数-1)	口座払込*	機構
許可有効期間 更新の申請	申請手数料	900円×事業所数	収入印紙*	国
	調査手数料	17,100円×事業所数	口座払込*	機構

【登録免許税】 ※詳細については、外国人技能実習機構ホームページを参照

申請の種類	金額	納付方法	支払先
監理団体許可の申請 許可変更の申請 ※一般監理事業への区分変 更のみ	許可1件につき 15,000円	現金納付*	国

※ http://www.otit.go.jp/files/info_kanri_02.pdf

技能実習生の保護

新制度下では、技能実習生の保護を図るため、以下の方策がとられることとなりました。

●管理監督体制の強化

- 監理団体の許可制
- 技能実習計画の認定制
- 機構や主務大臣による実地検査

●相談・支援体制の整備

- (1) 母国語による通報・相談窓口の整備等
 - 新制度では、電話のほか、メールの対応も予定
※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語（フィリピン語）、英語に加え、新たにタイ語への対応も想定
 - 実習生本人の希望や緊急性・必要性等を考慮して一時退避先を提供する仕組みも検討

- (2) 実習先変更支援体制の構築
 - 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務（第19条、第33条）及び実習継続に関する対応義務（第51条）を法律に規定
 - 機構が、実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施

- (3) 法違反事実の主務大臣への申告権明記
 - 実習実施者や監理団体に法違反事実がある場合、技能実習生は主務大臣に申告できることを法律に明記（第49条）
 - 申告を理由とする不利益取扱いに対する罰則も整備



●罰則の整備

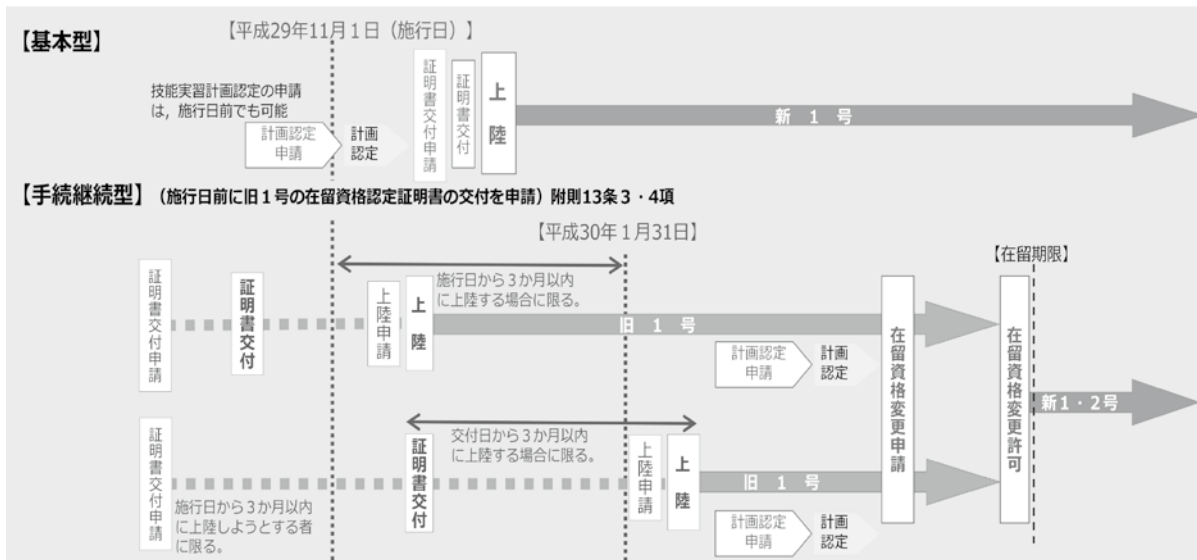
罰則	監理団体	実習実施者
1年以上 10年以下の懲役 又は 20万円以上 300万円以下の罰金	①暴行、脅迫、監禁その他精神又は 身体を自由を不当に拘束する手段 によって <u>技能実習を強制する行為</u> (第46条)	労働基準法に同様の 規定あり (第5条)
6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	② <u>違約金等を定める行為</u> (第47条第 1項) ③ <u>貯蓄金を管理する契約を締結する 行為</u> (第47条第2項)	労働基準法に同様の 規定あり (第16条・第18条第1項)
	④ <u>旅券等を保管する行為</u> * (第48条第1項) ⑤ <u>私生活の自由を不当に制限する行為</u> * (第48条第2項) ⑥ <u>法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする技能実 習生に対する不利益取扱い</u> (第49条第2項)	

※④については、実習生の意思に反して行った場合を処罰

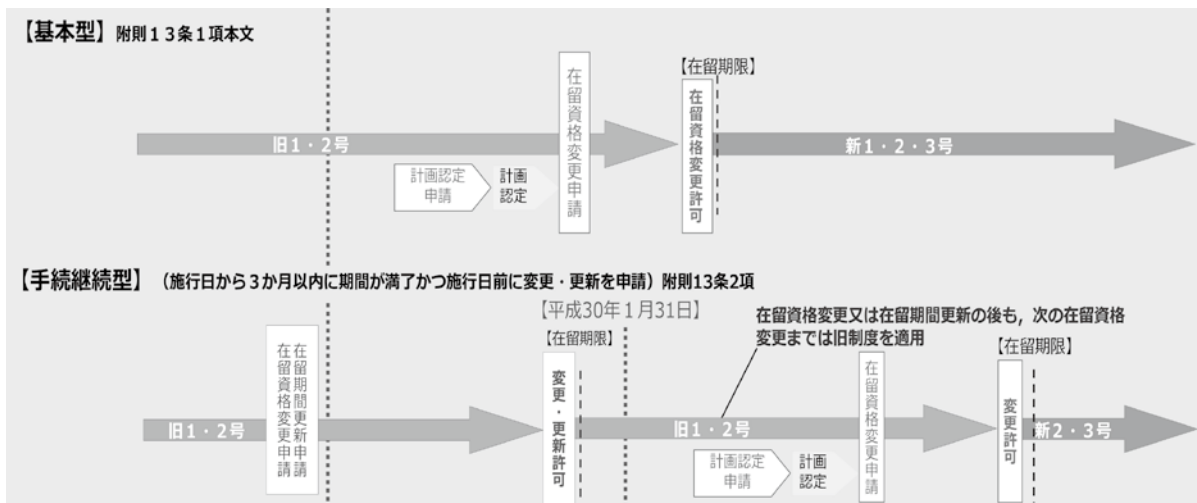
※⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰

旧制度から新制度への移行にあたり

【施行日以後に上陸する技能実習生】



【施行日をまたいで在留する技能実習生】



図の「新1号」とは、新制度による技能実習1号の在留資格を決定された技能実習生を表し、この者には、技能実習法が適用されます。また、「旧1号」とは、技能実習法の施行前の旧制度による技能実習1号の在留資格を決定された旧技能実習生を表し、この者には、技能実習法は適用されず、旧制度の規定が適用されます。



図の【基本型】のとおり、技能実習法は、原則として、同法の施行後に上陸許可又は在留資格変更許可を受けた技能実習生に対して適用されます（施行後に在留期間を更新しようとする場合には、原則として、在留期間の更新ではなく、旧技能実習1号から新技能実習1号、旧技能実習2号から新技能実習2号への在留資格変更許可を受けることになります。）。

この場合には、上陸や在留資格変更の手続をとる前に、技能実習法に基づく技能実習計画の認定を受ける必要があります。

ただし、図の【手続継続型】のとおり、施行前に上陸、在留資格変更又は在留期間更新に関する手続が開始された場合には、施行後に上陸、在留資格変更又は在留期間更新の許可がされた場合であっても、一定の範囲内^{*}で、その許可に基づく在留中はなお旧制度の規定が適用されます。なお、その後引き続き技能実習を行おうとする場合には、技能実習法に基づく技能実習計画の認定を受けた上で、在留資格変更の申請をする必要があります、その許可を受けたときから、その技能実習生は、技能実習法の適用を受ける技能実習生となります。

※上陸であれば、技能実習法の施行日又は在留資格認定証明書の交付日から3か月以内に上陸する場合に限りです。

在留資格変更又は在留期間更新であれば、変更又は更新する前の在留期間満了日が技能実習法の施行日から3か月以内である場合に限りです。

【旧制度(入管法)の手続き(旧制度での受入れが可能な技能実習生の入国・在留諸申請)】

(1) 平成29年11月1日に在留している技能実習生

在留期間の満了日が到来するまでの間は、旧制度で技能実習を行わせることができます。

(2) 平成30年1月31日までに在留期間の満了日が到来する技能実習生

平成29年10月31日までに在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行った場合には、旧制度が適用されます。他方、同年11月1日以後にこれらの申請を行った場合には、新制度が適用されます。

(3) 平成30年1月31日までに入国予定の技能実習生

平成29年10月31日までに在留資格認定証明書交付申請を行った上、認定証明書交付後3か月以内に入国した場合には、旧制度が適用されます。他方、同年11月1日以後に同申請を行った場合は、新制度が適用されます。

介護職種の追加について

●外国人介護人材の受け入れについて

職種追加にあたっては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、以下の3つの要件に対応できることを担保した上で職種追加されることとなりました。

なお、外国人介護人材の受け入れは、介護人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に沿って対応することとなります。

【外国人の介護人材を受け入れるにあたっての3つの要件】

- ① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること
 - ② 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること
 - ③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること
- ※介護職種については、特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で基準を定めることができるとの規則に基づき、厚生労働大臣告示が出される見通しです。

外国人技能実習機構の概要

●目的・業務について

【目的】

外国人技能実習機構は、外国人の技能、技術又は知識の習得、習熟又は熟達に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。

名 称：外国人技能実習機構
設立年月日：平成29年1月25日
主 務 大 臣：法務大臣及び厚生労働大臣
所 在 地：東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階（本部）

【業務】

技能実習計画の認定、実習実施者・監理団体への報告要求、実地検査
実習実施者の届出の受理、監理団体の許可に関する調査、技能実習生に対する
相談・援助
技能実習生に対する転籍の支援、技能実習に関する調査・研究



【地方事務所と担当地区】

名称	所在地	連絡先	担当地区
札幌事務所	〒060-0034 北海道札幌市中央区北4条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階	Tel 011-596-6470	北海道
仙台事務所	〒960-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-4-1 仙台興和ビル12階	Tel 022-399-6326	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
東京事務所	〒108-8203 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階	Tel 03-6433-9211	栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県
水戸支所	〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル3階	Tel 029-350-8852	茨城県
長野支所	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階	Tel 026-217-3556	新潟県、長野県
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階	Tel 052-684-8402	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
富山支所	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル12階	Tel 076-471-8564	富山県、石川県、福井県
大阪事務所	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階	Tel 06-6210-3351	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
広島事務所	〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9 広島共立ビル3階	Tel 082-207-3123	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
高松事務所	〒760-0023 香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル7階	Tel 087-802-5850	徳島県、香川県
松山支所	〒790-0003 愛媛県松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル2階	Tel 089-909-4110	愛媛県、高知県
福岡事務所	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル7階	Tel 092-710-4070	福岡県、佐賀県、長崎県、 大分県、沖縄県
熊本支所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-7 MY 熊本ビル2階	Tel 096-223-5372	熊本県、宮崎県、鹿児島県

各種窓口の変更点

外国人技能実習機構が設置されたことにより、一部申請窓口が変更されました。
詳細は以下の通りです。

<旧制度>

技能実習に関する事項は、全て、**地方入国管理局**

<新制度>

●技能実習に固有の事項は、**外国人技能実習機構**

●在留資格や在留カードなど外国人の在留管理に関する事項は、**地方入国管理局**

申請・報告等の種類	窓口	
	地方入国管理局	外国人技能実習機構
上陸・在留許可申請 (在留資格認定証明書、在留資格変更、在留期間更新)	○	×
在留カードに関する届出 (所属機関の届出など)	○	×
技能実習に関する各種の報告・届出 (監査報告、技能実習実施困難時届出など)	×	○
(新設) 技能実習計画に係る申請 (認定、変更など)	×	○
(新設) 監理団体に係る申請 (許可、有効期間更新、区分変更など)	×	○

鹿児島県外国人技能実習生受入組合連絡協議会

●本協議会の概要

本協議会は、鹿児島県内において外国人技能実習生受入事業を実施している組合及び今後技能実習生を受け入れようとする組合等で組織され、外国人技能実習生受入事業の円滑な実施や会員の健全な発展に資することを目的に活動しています。詳しくは、中央会組織振興課までお問合せください。

会 長	中森 清治（ユニバーサルリンク事業協同組合 理事長）
会 員 数	9会員
設立年月日	平成19年4月1日
活動内容	(1) 外国人技能実習生受入事業に関する情報の収集及び提供 (2) 外国人技能実習生受入事業に関する講習会・研修会の開催 (3) 外国人技能実習生受入事業に関する調査研究 他

●活動事例紹介

「外国人技能実習生受入事業の現状と今後の対応について」

全国中央会より講師を招聘し、外国人技能実習生受入事業の現状と今後の対応について研修会を開催しました。

外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運営に向け、受入監理団体（組合）及び実習実施機関（受入企業）を対象に技能実習制度の見直しにより改正された主な変更点について説明が行われ、制度理解を深めるとともに適正な事業運営の推進を図りました。



「外国人技能実習機構の概要及び監理団体の許可手続き等について」

外国人技能実習機構より講師を招聘し、平成29年11月より施行される「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の概要説明会を開催しました。外国人技能実習機構の概要及び監理団体の許可手続きなど、新制度移行への留意点について説明いただきました。





●会員名簿と受入実習生数

※受入実習生数は平成29年4月1日時点のもの

団体名	組合資格 (主な業種)	組合員数	受入実習生数		合計
			1号	2号	
ユニバーサルリンク事業(協)	職別工事業	22	20	17	37
鹿児島県アパレル(協)	繊維工業	8	40	65	105
事業(協) ヒューマンサポート	耕種農業	85	88	137	225
鹿児島国際交流(協)	食品製造業	28	37	105	142
枕崎市水産物振興(協)	食品製造業	22	55	69	124
鹿児島県オーストリッチ事業(協)	耕種農業	11	13	5	18
鹿児島県みらい(協)	食料品製造業・農業	12	3	0	3
南九州畜産食品(協)	畜産食料品製造業	5	0	0	0
肝付町商工会	-	-	6	11	17
合計			262	409	671

在留外国人数の推移について

平成28年末の在留外国人数は、全都道府県で前年末を上回りました。

在留外国人数が最も多いのは東京都(50万874人)で全国の21.0%を占め、以下、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県と続いています。

本県の在留外国人数は7,954人で、そのうち技能実習生は2,833人です。

	在留外国人数	構成比	対前年末増減率
鹿児島県	7,954人	0.3%	+10.1%
東京都	500,874人	21.0%	+8.2%
愛知県	224,424人	9.4%	+7.2%
大阪府	217,656人	9.1%	+3.6%
神奈川県	191,741人	8.0%	+6.5%
埼玉県	152,486人	6.4%	+9.2%
総数	2,382,822人	100.0%	+6.7%

鹿児島県における技能実習生の数

	在留外国人数	技能実習1号	技能実習2号	留学生	その他
鹿児島県	7,954人	1,264人	1,569人	699人	4,422人
構成比	100.0%	15.9%	19.7%	8.8%	55.6%

※法務省入国管理局報道発表資料データ参照(平成28年末現在における在留外国人数について)

～開発途上国の経済発展を願い「人材育成」に挑戦する～

ユニバーサルリンク事業協同組合 理事長 中森 清治 氏

鹿児島市宮之浦町にある「ユニバーサルリンク事業協同組合」は、主に鹿児島県や宮崎県都城市の、建設工事業業者を中心とした異業種事業者22社で組織された組合です。

設立当初から建設資材及び消耗品の共同購買事業や建設工事の受注斡旋事業を行ってきました。現在は事業活動の幅を広げ、「外国人技能実習生の共同受入事業」を中心に活動しています。

今回は、理事長の中森清治氏のもとを訪問し、昨今注目されている外国人技能実習制度についてお話を伺いました。

■組合設立の背景

当初、中小建設業を取り巻く環境は世界的金融不安の中、原材料価格の高騰に加え、少子高齢化の影響による技術者等の人材不足により非常に厳しい状況にありました。このような状況の中、中小建設業者の経営合理化と地域経済の発展のため、平成25年1月に建設工事業業者11人で組合を設立しました。

そして、平成26年1月から外国人技能実習制度を活用し、技能実習生の受入れを通じて開発途上国に技能等の移転を図る国際貢献に取り組んでいます。

受入事業を開始してから4年目になる今、受入業種の幅も広がり、複数業種にまたがっています。計画的に受入体制を充実させながら拡大していった結果、既存の実習生と現在募集中の実習生を含めると、今年中に実習生の数は70名程度になる予定です。

■受入事業を行うにあたって

技能実習生の多くは、目的意識が非常に高く、希望をもって日本にやって来ます。はじめは、文化・言語の違いにより戸惑うこともありますが、受入側が協力し適切な対応をとることによって、その問題は解決することができます。



ベトナムの研修学校



現地での採用面接の様子



技能実習生との面談



日本人と同等レベルの仕事ができるようになるまでには、語学研修や技術指導等も必要ですので、やはり多くの時間が必要となります。しかし、それらの教育指導を徹底することで、技能実習生たちは企業が求める多様な要求にも柔軟に対応できる優秀な人材へと成長します。

技能実習生と受入側の双方にとって一番好ましい関係を構築していくことが何よりも重要で、特に受入企業は3年間技能実習生を社員として育て、しっかりと面倒を見る気概が大切です。



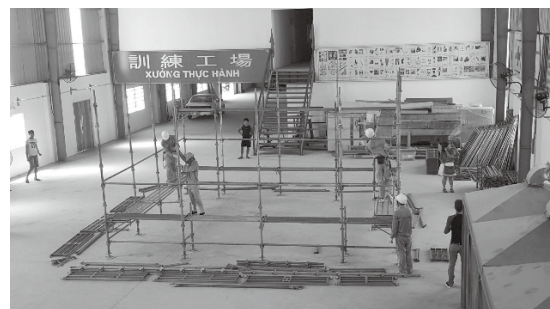
熱心に耳を傾ける技能実習生

■技能実習生の採用・受入体制について

実際に技能実習生を採用する際は、受入企業の経営者や実務担当者と一緒にその送り出し国に視察に行きます。受入側も実際に現地へ行って、現地の状況を知り、技能実習生たちが普段どのような生活環境で暮らしているのか、しっかりと自分の目で見て採用する必要があると考えています。

採用するときは、技能実習生と面接を行ったうえで実技の確認をしますが、一番重要視しているのは、やはり日本語の習熟度です。日本語での意思疎通ができないと技能実習生もストレスが溜まりますし、仕事の覚えも悪くなります。

採用された技能実習生が日本へ入国した後も、日本語教育に力を入れ指導しています。日本語能力試験の受験は必須ではありませんが、組合では技能実習生の将来性も考え、受験を推奨しています。加えて、実習生が最低限合格しなければならない技能資格についても、より高いレベルの上級技能資格の受験を勧め、多くの合格者を輩出しています。



現地の視察（授業、実技の様子）

組合インタビュー

■技能実習生の一曰

技能実習生の入国後、組合では日本の文化や鹿児島県の歴史等を教えるため技能実習生を連れ、郷土資料館の視察や鹿児島県庁の展望エリアに行き桜島を眺めながら鹿児島の文化や歴史について説明します。

その後、技能実習生たちは組合において座学講習を受講し、実技見学や日本の文化・言語の勉強以外にも地域住民との交流やボランティア活動などを通して様々なことを勉強します。

また、実習での配属先は主に建設関係の企業が多いため、体が鈍らないよう一日の授業が終わった後は、ジョギング等の体育運動を取り入れ体調管理や体力づくりにも気を使っています。

一日のスケジュール（入国後の座学講習）

6：30～7：00	起床、洗面、寝具等の整頓
7：00～7：20	清掃活動
7：20～7：55	朝食
8：00～11：50	午前授業
11：50～12：50	昼食
13：00～16：50	午後授業
16：50～18：00	休憩時間
18：00～19：00	夕食
19：00～20：00	自習時間
20：00～	自由時間
22：00～	就寝



実技研修の様子



授業風景

■技能実習生の紹介

現在、組合の研修施設で入国後の座学講習を受講しているベトナム人の「ソンさん」と「フィさん」です。

二人の夢は、日本の企業で技能等を学び、帰国後、母国にある日系企業で働くことです。

日本語の勉強、作業用語など覚えることが沢山あり毎日大変ですが、一日一日を大切に楽しみながら勉強しています。



(左) グエン・ヴァン・ソンさん (23歳)

(右) グエン・クオック・フィさん (23歳)



■技能実習生への思い

技能実習生の中には、母国において過酷な環境下で生活をしており、少しでも生活を豊かにするため希望をもって日本にやって来る方もいらっしゃいます。

組合としては実習期間が終了するまで精一杯支援し、実習生が希望を持ち続けたま

ま技能実習が行えるよう少しでも力になりたいという強い思いがあります。

そして、帰国後は母国の経済発展のため、日本で学んだこと活かし活躍してほしいと切に願っています。

■鹿児島県外国人技能実習生受入組合連絡協議会の会長として

私は当組合の理事長を務めていますが、現在は「鹿児島県外国人技能実習生受入組合連絡協議会」の会長も仰せつかっています。

当協議会は、県内において技能実習生の受入事業を実施している組合や、今後、技能実習生の受入れを考えている団体等で組織されています。外国人技能実習生受入事業の円滑な実施や会員の健全な発展のため、研修会の開催や会員の交流促進及び情報提供などを通じ、外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運営に向けた支援や問題の解決に取り組んでいます。

現在、9会員が所属していますが、鹿児島は他県に比べると、まだまだ受入団体の数は少ないです。外国人技能実習制度は、技能実習生と受入企業の双方にメリットがある制度なので、多くの団体に制度の趣旨を理解していただき、制度利用を推進していきたいと考えています。

地場産業の発展のためには、地域密着型の組合活動が必要不可欠です。各団体と協力しながら外国人技能実習制度の適正な運用、改善を図っていききたいと思います。

<中森清治理事長の経歴>

金融機関を定年前に早期退職し、海外に渡り1年間生活。

そこで技術不足のため経済が伸び悩んでいる海外の経済情勢を知り、帰国後、ユニバーサルリンク事業協同組合を設立。

現在は、元金融マンの経験を活かし、組合員の経営改善をサポートしています。



中森清治理事長

ユニバーサルリンク事業協同組合

設 立 平成25年1月

出 資 金 3,230,000円

事業概要 外国人技能実習生の受入、資材等の共同購買、建設工事の受注斡旋

理 事 長 中 森 清 治

所 在 地 鹿児島市宮之浦町3119-39

連 絡 先 TEL099-294-1750 FAX099-294-1751

元気を出そう！がんばれ中小企業

Never Give Up! 元気を出そう！がんばれ中小企業

「好き」をあきらめない、独自の世界を展開する

協業組合ドウ・アート 理事長 竹下とみお氏

小規模の印刷関連業者で構成され、「印刷工場のあるデザイン事務所」として事業を行う協業組合ドウ・アート。

企画からデザイン・撮影、印刷までを一貫して行っており、クライアントのニーズに対する細やかな気配りとスピーディな対応に定評があります。

今回は組合事務所にお邪魔し、理事長の竹下とみお氏にお話を伺いました。



理事長 竹下とみお 氏

■組合設立の背景

当組合は、平成7年、印刷関連業者5社により設立されました。現在は、デザイン、ブライダルプリント、WEB、撮影スタジオなどをメインに企画からデザイン、印刷等まで、一貫した制作体制を整えています。

設立当時、デザインにかかる注文などは大手企業が受注し、県内業者は下請け企業のような状態になっていました。これからの時代は一貫制作体制が必要だと考えたことが設立のきっかけです。私たちのような中小企業にとって、大手に対応しうる点が付加価値のつけ方、すなわちデザインだと考えたのです。



組合事業所



■自身の経歴とデザインの重要性

私は大学で経営・経済学を学びましたが、卒業後は父の経営していた印刷会社に就職し、数年後に独立しました。当時はまだデザインが重要視されておらず、とにかくより機能的なものをより安く生産するという時代だったように思います。

バブルが崩壊した後、徐々にデザインが重要視されるようになり、真の意味でデザインに日が当たり始めたのはここ8年ほどだと思っています。

■デザインという仕事

ある案件に取り掛かるとき、私たちはクライアントの業種について詳しく調べるところから始めます。

看板のデザインの依頼でも、ホームページの制作依頼であっても、まずは顧客の仕事がどのようなもので、そこからどのようなイメージを持ちうるのか知ることが非常に重要なのです。例え同じ業種であったとしても、そのクライアントが専門としている分野が異なれば、またイメージは変わります。

我々の仕事においては、クライアントの考えをしっかりとつかむことが何よりも重要で、何よりも難しいところです。何もないところから相手のイメージしているものを具現化しなければなりませんから当然です。だからこそ、相手の立場に立って物事を考えることが非常に重要なのです。

デザインの仕事は、カッコいいとか、華やかなイメージを持たれがちですが、役に立つもの、きちんと機能するものを作れて初めてデザインになります。ただ自分が気に入るものを作って売っただけではデザインとは呼べないのです。

相手への思いやりや、常に他から学び、取り入れようとする謙虚な姿勢を

忘れず、クライアントに合わせた最適な提案をすることが求められています。これができる初めて、良いデザイナーとなることができます。



入り口にはポップなパネルが並ぶ



幸せを呼ぶハートの木

元気を出そう！がんばれ中小企業

■ものづくり補助金の活用と経営革新計画の認定

デザイン業界においては、時代の流れをくみ取ることが非常に重要です。

ブライダル商品に関しては、金や銀の配色を多用するのですが、従来、印刷素材を仕入れ、これに黒インクで印刷する手法をとってきました。

しかし、この方法では、表現に制限があり、クライアントのニーズを完全に満たすような商品が提供できなかったのです。

当組合では、「平成27年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」を活用し、この課題を解決するための印刷機を導入しました。

こうして、印刷物素材を仕入れずとも、色の再現性を高め、クライアントが撮影した写真等を自由に配置した印刷物が短納期かつ低価格で提供できるようになりました。

●デザイン業界の展望と今後の組合の方向性

前述のとおり、ここ8年ほどでデザインはこれまでと比べ物にならないほど重要視されてきています。今後もこの流れは続くでしょう。そう考えると、デザイン業界の未来は明るいと思います。時代のニーズを常に意識しながら、クライアントに良い提案をし続けられるよう、常に様々なところにアンテナを張っていたいと思います。

また、平成29年7月には中央会の支援の下、更なるオリジナルデザインの商品開発強化並びに食品分野進出による販路開拓への取り組みについて、鹿児島県から経営革新計画の承認を受けることもできました。

ものづくり補助金の活用や経営革新計画の推進をベースに、あらゆる中小企業施策を積極的に活用しながら、これからも事業を行っていきたいと考えています。



導入したプリンター



ブライダル関係の製品



私たちは、例年2月頃に開催されているかごしまデザインフェア「デザイン百覧会」にも出展しています。鹿児島県のデザイナーや、クリエイター、作家の方々等が出展されているデザインの祭典です。デザインに興味がおありの方は、ぜひ一度足を運んでいただきたいですね。

また、どの業界にも言えることかもしれませんが、デザイン業界においても人手が不足しており、ぎりぎりの状態で運営しています。鹿児島県の若い方々は、学校を卒業した後、県外に就職される方が多いですが、組合としては、県内のデザイン関係学科を卒業された方を積極的に採用していきたいと考えています。



デザインフェアの様子



思いを描いてつなげる人形型パズル

●最後に

ものを買うとき、機能性はもちろん大事ですが、最近の消費者の方は同じくらいデザインを重視しています。本当に役に立って、しかも自分が気に入るものが手に入れば最高ですね。

デザインとは、人生を豊かにしてくれるものです。誰かの人生を豊かにできるような製品を提供するため、私たちは「No Design, No Life」との言葉を胸に、今後も精一杯デザインしていきたいと思っています。

協業組合ドウ・アート

設立 平成7年1月
 出資金 8,000,000円
 事業概要 デザイン、ブライダルプリント、WEB、撮影スタジオ
 理事長 竹下とみお
 所在地 鹿児島市城南町2-25
 連絡先 TEL 099-239-0101 FAX 099-224-5096
 URL <http://www.doart.or.jp>



第40回

「組合と組合員間における受取書への収入印紙の貼付」について

組合員が、事務局に共同事業の手数料として8万円を持参されましたが、領収証を発行する際に、収入印紙の貼付が必要でしょうか？



はい！お答えします！



印紙税法第2条で指定する課税物件の中では、「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」として5万円を超え100万円以下のものは一通につき200円の印紙貼付が義務付けられています。

一方で、協同組合等（法令の規定又は定款の定めにより、利益金又は剰余金の配当をすることができることになっている法人の場合）の取引については、「営業に関しない受取書」として非課税となっています。

したがって、今回の領収書には、収入印紙の貼付は必要ありません。なお、詳細については、印紙税法の別表をご参照下さい。



**契約書や約束手形等については、
扱いが異なるぶ～
詳しいことは、中央会指導員に
相談してほしいぶ～**



中小企業組合士試験問題にチャレンジ



次の取引についての当該事業年度における仕訳を解答用紙の解答欄に記入しなさい。勘定科目は下記の勘定科目欄から選択して使用すること。

なお、消費税等は税抜経理であり、当該事業年度は平成28年4月1日から平成29年3月31日とする。

1. 通常総会において剰余金処分か次のとおり決定した。

利益準備金	180,000円
特別積立金	180,000円
教育情報費用繰越金	90,000円
出資配当金（年3%）	150,000円

2. 上記1. で計上した出資配当金につき、所得税及び復興特別所得税20.42%を差し引き、小切手で支払った。

3. 帳簿価額146,000円の車両1台を190,000円（別途消費税15,200円）でA自動車販売株式会社に売却し、代金は現金で受け取った。

4. 組合員甲に対する売掛代金1,080,000円のうち、600,000円は甲振り出しの約束手形で受け取り、残金は本組合の普通預金口座に振り込まれた。

5. 組合員甲が所定の手続きを経て組合を脱退することになったので、期末において甲の組合に対する出資金300,000円を未払計上する。

〔勘定科目欄〕

・ 車両運搬具	・ 未処分剰余金	・ 利益準備金	・ 預り金	・ 普通預金
・ 未払持分	・ 特別積立金	・ 現金	・ 車両売却益	・ 受取手形
・ 未払出資配当金	・ 売掛金	・ 当座預金	・ 仮受消費税等	
・ 出資金	・ 教育情報費用繰越金			

組合運営のスペシャリストを目指そう！

P40組合運営のスペシャリストを目指そう！ ～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～の解答

(単位： 円)

	借 方		貸 方	
	科 目	金 額	科 目	金 額
1	未処分剰余金	600,000	利益準備金	180,000
			特別積立金	180,000
			教育情報費用繰越金	90,000
			未払出資配当金	150,000
2	未払出資配当金	150,000	当座預金	119,370
			預り金	30,630
3	現金	205,200	車両運搬具	146,000
			車両売却益	44,000
			仮受消費税等	15,200
4	受取手形	600,000	売掛金	1,080,000
	普通預金	480,000		
5	出資金	300,000	未払持分	300,000



第1回組合事務局講習会を開催

7月26日(水)、鹿児島市の「ホテルレクストン鹿児島」で、組合事務局代表者等を対象に、「アンガーマネジメントの基礎～あなたのイライラをコントロールするために～」と題し講習会を開催した。

講師に(有)AEメディカル鹿児島支社長、(一社)日本アンガーマネジメント協会 認定講師の田之頭智子氏を迎え、グループワークを交えながら講演いただいた。

田之頭氏は、「アンガーマネジメントは怒りをコントロールする手法であり、怒ることを禁止するものではない。怒りのメカニズムを知ることや、怒りを覚えたポイントを記録することなどによって、怒りをコントロールすることができるようになっていく。今回紹介した手法を公私共にぜひ役立てていただきたい。」と述べ、講演を締めくくった。



自己の体験を発表しあう参加者たち

地域別交流懇談会を各地区で開催

本会では、組合員の連携交流と地域経済の活性化支援を目的に、毎年各地で地域別交流懇談会を開催しており、本年度は、MBC ウェザーキャスターの前田一郎氏を招聘し、「企業経営に役立つ気象情報のポイント～晴 or 雨、天気が決める企業収益～」をテーマに講演等を行った。本年度は以下の4地区で開催した。

※大島地区は台風の影響により講演会は中止となり、中央会事業の説明等と懇親会を開催しました。



北薩地区 講演の様子

開催日	地区	会場
8月1日(火)	北薩地区	ホテルキング(出水市)
8月3日(木)	大島地区	山羊島ホテル(奄美市)
8月10日(木)	大隅地区	かのや大黒グランドホテル(鹿屋市)
8月29日(火)	霧島・姦良・伊佐地区	ホテル国分荘(霧島市)

業界情報（平成29年6月情報連絡員報告）

製造業

食料品（味噌醤油製造業）

6月に入り、めんつゆの出荷が伸びてきた。味噌・醤油の動きが鈍いだけに、めんつゆ等の加工品に期待したい。なお、配送料が値上げされたため、ギフト商品などの発送対応に苦慮している状況である。

食料品（漬物製造業）

例年6月は売上が落ち込む月であるが、今年度は落ち込みが少ない状況であった。

食料品（蒲鉾製造業）

梅雨入りが遅く、また天候にも恵まれたため、旅行者も多く、昨年同月より売上が若干上向いた。結果、**昨年同月比102%の伸び**となった。しかし、原材料の値上げにより収益率に変化はなかった。なお、国内産スケトウダラC級品が20円/kgの値上げとなった。

食料品（鯉節製造業）

原料価格は前年同時期の148円～158円より高値の状況となっている。昨年末より**原材料の高値**が続いており、安値で製造した製品の在庫量も減少してきているため、原材料価格に比例した適正販売価格の設定を検討している。

食料品（菓子製造業）

菓子業界では、6月の「父の日」は売上に直結することが少ない。また、**暑い日が続くと売上が伸び悩む**ため、少々厳しい状況にあった。

食料品（茶製造業）

共同販売実績は**前年同月売上高に対して99%**となった。その中で、京都及び静岡への販売数量が伸びており、静岡の一部の取扱所では昨年同月と対比して約4倍の販売となった。

本場大島紬織物製造業

平成29年6月の生産反数461反、前年同月の生産反数463反と前年同月比マイナス2反となった。

木材・木製品

製材製品、原木丸太ともに引き合いが乏しく販売単価は横這いが続いている。要因として、**製品需要の長期低迷**が上げられる。また、荷動きの鈍化と価格低迷が連動しており製材加工業、製材取扱業ともに苦境にある。しかし、輸出関連業では、海外での需要増に対応していくため原木丸太の買い付けにおいて競合している状況である。

木材・木製品

構造用合板は依然として品薄状況にあり、**資材の入荷に時間を要しているため、大型物件の施工期間に影響**が出てきている物件がある。なお、住宅着工が落ち着いたことから、製材製品の荷動きは思わしくない。一方、大断面集成材やCLT（積層接着した厚型パネル）を利用した非住宅建築物の需要が伸びており、今後、これらの非住宅建築部門への需要増に期待したい。

生コン製造業

出荷量は109,725m³（対前年比118.7%）だった。特に減少した地域は、始良伊佐、南隅、種子島、甌島、喜界島だった。特に増加した地域は、鹿児島、串木野、川薩、宮之城、出水、垂水桜島、大隅、屋久島、奄美大島、

奄美南部、沖永良部だった。官公需は45,534m³（対前年比115.3%）、民需は64,191m³（同121.2%）だった。新年度に入り、官公需が対前年同月比を上回っていることが全体として伸びている要因の一つあるが、鹿児島市を中心とするマンション建設等の民需が順調なことが大きな伸びにつながっている。

コンクリート製品製造業

6月の出荷トン数は4,641トンで前年同月比**115.3%**となった。出荷量の内訳としては、5月度と同様に、鹿児島及び始良地区を除く地区にて増加しており、特に大隅地区は前年度同月対比212%となった。しかし、6月度の受注については、前年度同月に対し、約半分となっていることから今後の受注増に期待したい。

鉄鋼・金属（機械金属工業）

業界全体では大きな変動は見られない。しかし、一部、取引条件が悪化したとの報告もある。また、**人材不足も改善されておらず、仕事を受注しようにも人手が不足**していることを理由に、ままならない状況が見受けられる。これから夏場に向けて見積物件も減少する傾向にあるため、材料価格の上昇にも留意が必要な状況である。

印刷業

全国の印刷組合では、組合組織内で各委員会に分かれて様々な事業を実施している。その中の**教育研修委員会では遠隔教育セミナーの動画配信という試みが始まっている**。この試みは、都市部で行われているセミナーに、遠方の組合員が動画を通じて参加できるというもので、今後業界での活用が大いに期待されている。

総合卸売業

熊本地震の影響もあり前年同月と対比すると売上は増加している。特に**建設関係は復興需要に加え、仕入価格の転嫁が円滑に実施できている**。一方で繊維関係などでは節約志向の影響を受け、売上は伸び悩んでいる。なお、酒類は6月から安売り規制が始まったが、現時点で影響は生じていない。また、雇用については来春の新卒採用に向け準備を行う中、休暇や残業等の雇用条件へのこだわりを実感しており、中小企業では引き続き、採用に頭を悩ませている。

水産物卸売業

前年同月対比で**全体数量128.3%、取扱金額115.4%**と増加した。価格単価は89.0%とダウンしたが、生鮮品であるため、現状で需給のバランスは保たれている状況である。なお、アニサキスの影響については、今後も動向に注意が必要な状況である。

燃料小売業（LPガス協会）

夏場に向け需要低下が見込まれる。6月はプロパン345ドル、ブタン365ドルと前月比**マイナス20ドル**となった。

中古自動車販売業

梅雨に入り、来店客も少なくなり非常に厳しい状況にある。今後夏場に向けて、さらに懸念される。



製 造 業

青果小売業

共同購買実績は、対前月比93.33%、対前年同月対比89.15%の結果となった。

農業機械小売業

6月だけを見ると売上は減少しているが、少しずつ上向きになってきている状況である。そのような中、高齢化や労働力不足に対して、AIやICT、IOTを活用した「スマート農業」を取り入れる動きがあり、これにより食料の安定供給を目指している状況である。

石油販売業

石油価格は、OPEC等とアメリカのシェールオイルの需給バランスを欠いた状況が続いたことにより、若干の下げの傾向で推移した。国内石油元売りの卸価格もこれに同調し、小売販売価格も若干の下げが見られた。なお、今年に入り、石油販売数量の前月割れが続いていることが気がかりな状況である。

鮮魚小売業

売上、取扱高ともに若干の減少傾向にある。例年、梅雨時は生ものの消費量が落ち込むことに加え、アニサキスの影響は未だに響いており、生ものや刺身類の売上が悪く、小売業全体の売上が落ち込んでいる。

商店街（霧島市）

商店街の売上動向は、前年比並みとなった。組合と通り会連合会で連携して運営しているコミュニティ放送「FMぎりしま」が6月に開局4周年を迎えることができた。FMでは、日頃から国分地区中心商店街のPRや組合が取扱うポイントカード加盟店の情報提供を行い、商店街活性化を図っている。なお、情報番組「プラスぎりしま kokekonne～」では、のべ168人（店舗）の店主等に出演していただいた。その中で、出演していただいた店舗のCMを製作し、1週間無料で放送するサービスも実施している。今後もこれらを通じ地域振興に尽力していきたい。

商店街（始良市）

高齢化を理由として、店舗の閉店が発生した。

サービス業（旅館業 / 県内）

熊本地震の影響があった前年同月と比べると売上高は増加している。例年であれば6月は梅雨の影響により観光の閑散期となるが、近隣アジア諸国からの観光客が今年も好調を維持しており下支えしている状況となった。

測量設計業

雇用情勢が売り手優位の市場となっていることから、人材確保が難しくなっている。特に若年層においては、その傾向が顕著となっている。

旅行業

「西郷どん」「明治維新150年」の兆候はまだ見られない。東京遊楽館では、約半年ぶりに種子島・屋久島の問合せが奄美大島を上回った。6月度の受注の傾向は、スポーツ大会関連でスポーツマスターズの開催地である兵庫・関西が多く見られた。インバウンドの傾向は、大人数でのバス移動及び観光が中心であったが市街地散策及びタクシーでの個別移動に変わりつつある。その他、旅行業者以外の旅行募集や奄美空港での設備関連等、業界に関連あるニュースが多くあった。なお、6月度の集客状

況は、前年同月対比126%と増加した。

建築設計監理業

ホテルやマンションの耐震関連業務及び大規模修繕工事の設計監理業務が発注されており、当組合も大規模ホテルの耐震改修業務を受注した。また、マンションから大規模修繕工事のポイントについて相談が舞い込んでいることから、当組合で耐震関連のパンフレットを作成し、営業活動の強化を図っている。

自動車分解整備・車体整備業

6月上旬は、暇な様相であったが中旬から多忙な状況となった。なお、前年同月より車検台数が増加傾向にある。

電気工事業

官庁工事の発注が多くなり、忙しくなりつつある。また、奄美の防衛省の大型物件の発注が多数予想されているが、不調になる物件も発生するのではないかと予想されている。民間物件においても鹿児島市内にて大型物件の発注が予想される状況である。

造園工事業

公共施設の業務委託に関する入札が実施され、受注した組合員企業もあるようだが、単価等に変化もなく、結果利益も極端な増減はない状況である。なお、今後の業界の動向については、梅雨明け後の道路の草刈業務等により草木処分（受入）量が増加する時期となる。

管工事業

新年度予算による公共工事の発注が少しずつ増えてきているが、まだまだ繁忙とまでは言えない状況である。また、国の大型物件の発注も始まってきており今後に期待したい。

建設業（鹿児島市）

道路路面の樹木や竹木を除去する伐開業務等の維持管理業務については例年通りの受注があった。公共工事については、発注機関により発注量のバラツキがあり、受注できない業者もあることから、出来るだけ早期発注をお願いしたい。

建設業（薩摩川内市）

公共事業の発注が少なく、現状では民間工事頼りの状況となっている。

貨物自動車運送業

6月度に入り、燃料価格が安定してきた。なお、国土交通省では6月を不正改造車排除強化月間として、一層の強化に取り組んでおり、組合員各社は不正改造の防止への理解を深めた。

運輸業（個人タクシー）

6月は天候に恵まれた日も多く、タクシーの利用者も増加しているように感じられた。

運輸・倉庫業

6月中旬以後は雑貨物・食品とも荷動きが悪く青果物も輸送量が鈍化している。例年6月は荷物が少なく県内貨物運送業は厳しい月である。なお、燃料価格は安定しているが、ドライバー不足は続いている状況である。

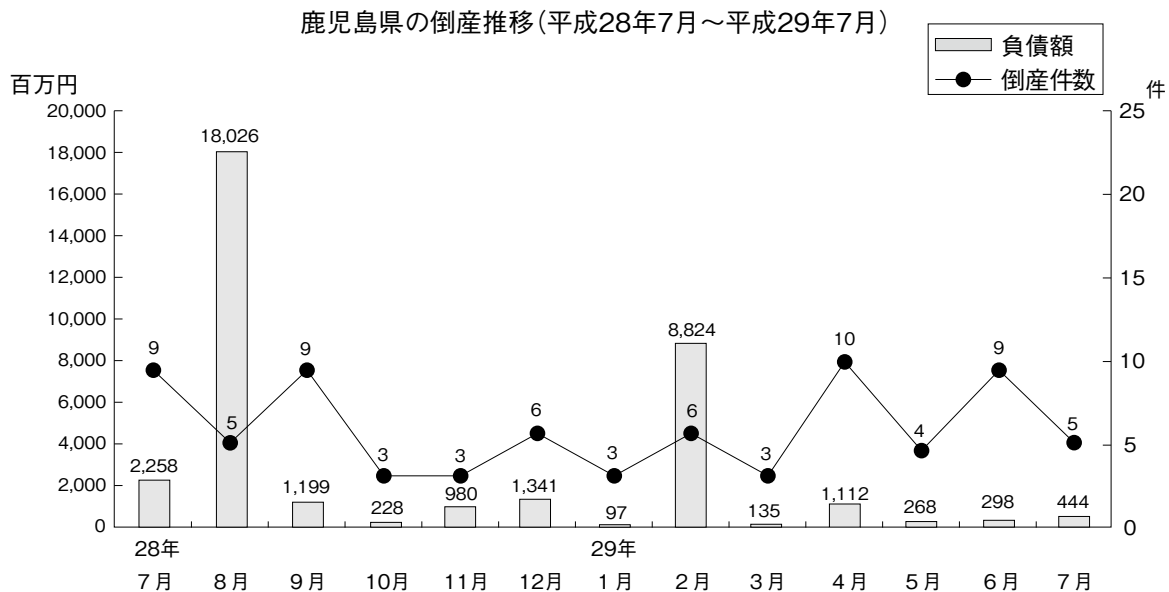
平成29年7月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)

(株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数5件 負債総額4億4,400万円

〔件数〕前年同月比4件減 〔負債総額〕前年同月比80.3%減



【ポイント】～倒産件数、負債総額ともに前年同月よりも減少～

- ◆7月の倒産件数は、前年同月及び前月と比べともに減少、負債総額は前月より増加したが、前年同月比では減少。
- ◆態様別は全て破産。
- ◆業種別、規模別、業歴別、地域別には偏りはない。

【各要因別】

- ・業種別では、「建設業」1件、「製造業」1件、「小売業」2件、「サービス業」1件。
- ・主因別では、「販売不振」4件、「その他の経営計画の失敗」1件。
- ・資本金別では、「100万円以上1,000万円未満」4件、「1,000万円以上5,000万円未満」1件。
- ・負債額別では、「1,000万円以上5,000万円未満」3件、「1億円以上5億円未満」2件。
- ・態様別では、「破産」5件。
- ・業歴別では、「3年以上5年未満」1件、「5年以上10年未満」2件、「20年以上30年未満」1件、「30年以上」1件。
- ・地域別では、「鹿児島市」3件、「北薩地区」1件、「大隅地区」1件。



【今後の見通し】

7月の倒産件数は少なかったが、負債総額は前月なかった1億円以上の倒産が2件発生したことで前月より増加した。負債総額が前年同月より大幅に減少したのは、前年にE(株)の15億1,100万円の大型倒産があった反動によるものである。

帝国データバンク発表の「TDB景気動向調査」によると、7月の鹿児島県の景気DIは45.1と前月より0.2ポイント改善した。9業界中、金融、製造、小売、サービスの4業界が改善したことで全体を押し上げた。

九州経済研究所発表の県内景況では、畜産関連、消費関連が持ち直し、観光関連も6月の主要ホテル・旅館宿泊者数が4カ月連

続で前年を上回るなど回復が見られる。また、6月の公共工事は件数、請負金額ともに前年を下回ったが、5月の民間建築工事着工は棟数、床面積、工事費予定額とも前年を上回るなど、全体的に持ち直し感があった。

景気にやや持ち直し感があり、倒産件数、負債総額ともに低い水準となっている。来年の明治維新150周年、NHK大河ドラマ「西郷どん」への期待感も高い。しかし、景況感の推移はこれまでと変わらず、改善と悪化を繰り返して底堅く景気が回復しているとは言い切れず、倒産は継続的に発生していくものと思われる。

平成29年7月 主な企業倒産状況（法的整理のみ）

企業名	業種	負債総額 (百万円)	態様
(株) S	配電盤など電力制御装置製造	124	破産
(株) A	居酒屋経営	20	破産
K(株)	木造建築工事	280	破産
(株) A	ソフトウェア開発	10	破産
(株) F	飲食店経営	10	破産

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

取引先の
倒産から会社を守る
制度です！

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1

**掛金の10倍の範囲内で
最高8,000万円
まで貸付け**

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。
- 2

**貸付条件は
無担保・無保証人**

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3

**掛金は税法上
損金(法人)または
必要経費(個人事業)に**

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

お問い合わせは 鹿児島県中小企業団体中央会 まで TEL:099-222-9258

経営セーフティ共済 検索

中央会関連主要行事予定

中央会関連主要行事予定

第59回中小企業団体九州大会

- 開催日 平成29年9月7日(木)
- 開催地 福岡県福岡市
「福岡シンフォニーホール
(アクロス福岡)」
鹿児島中央駅より無料バスを
運行します(先着50名)

第69回中小企業団体全国大会

- 開催日 平成29年10月26日(木)
- 開催地 長野県松本市
「キッセイ文化ホール(長野県
松本文化会館)」
10月25日～27日
長野県 善光寺、飛騨高山、白川
郷への企画旅行をご案内します

ものづくり補助金成果事例発表会 ものづくりフォーラム2017

- 開催日 平成29年10月4日(水)・5日(木)
- 開催地 「城山観光ホテル」
(鹿児島市新照院町41-1)
- 内容 ものづくり補助金に取り組んだ
県内中小企業の成果発表及び展
示、ものづくりセミナー等
※詳細が決まりましたらあらためてご案内します。



平成29年9月

7日(木) 15:00	第59回中小企業団体九州大会 福岡市「福岡シンフォニーホール」
----------------	------------------------------------

平成29年10月

4日(水) }	ものづくりフォーラム2017 鹿児島市「城山観光ホテル」
5日(木)	成果発表(展示)・基調講演等
8日(日) 11:00	かごんまわっぜかフェスタ '17 鹿児島市「天神おつきや商店街」
10日(火) 13:30	地域活性化シンポジウム 鹿児島市 「ブルームバイマルヤガーデンズ」
26日(木) 13:00	第69回中小企業団体全国大会 長野県松本市 「キッセイ文化ホール」

中小企業かごしま

(平成29年度 活性化情報第2号)

発行人 鹿児島県中小企業団体中央会
会長 小正芳史
〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階
TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904
HP <http://www.satsuma.or.jp/>
印刷所 斯文堂株式会社
写真協力 尚古集成館

今月の表紙

薩英戦争絵巻

2013年に薩英戦争が勃発してから150年を迎えました。
錦江湾で、薩摩藩がイギリス海軍の軍艦7隻と戦いました。前年に生麦村(現横浜市)で発生した、薩摩藩士によるイギリス人殺傷事件(生麦事件)の賠償を求めてイギリス艦隊が鹿児島にやってきたことが戦争のはじまりです。犯人引き渡しと賠償金の支払いを拒んだ薩摩藩に対し、イギリス艦隊は薩摩藩の船3隻を拿捕、これを交渉カードにしようとします。しかし、薩摩藩はこの船の拿捕を交戦行為だと認識し、城下に備えた砲台でイギリス艦隊を攻撃したのです。
大雨の中、5時間の戦闘で薩摩藩とイギリス艦隊は共に大きな被害を出しました。
この戦争で互いの実力を知った両者は戦後、親密な関係となり、薩摩藩を中心として作られた明治政府は、日英同盟を締結させます。薩英戦争はいわば近代日本の道筋を決定づけた戦いだったのです。